

令和7年4月1日から新しい制度になりました

出産・子育て応援事業 制度移行のお知らせ

子ども・子育て支援法の改正により、令和7年4月1日から東京都出産・子育て応援事業によるギフトカードの支給が、**妊婦を対象とした現金による給付（妊婦のための支援給付）**に変わりました。

令和6年度までの制度内容

	妊娠時	妊娠時	出産後	2歳到達時
支給時期	ままばば面談後に、手渡しまたは郵送でお渡しします。	ままばば面談を受けた際に申請方法をご案内します。	赤ちゃん訪問を受けた際に申請方法をご案内します。	2歳の誕生日後に送付するアンケートの回答者にデジタルギフトをお送りします。
支給金額	1万円相当	5万円相当	10万円相当	1万円相当
ギフトイメージ	 こども商品券	 [出産応援ギフト] 赤ちゃんファースト（妊娠）のカード	 [子育て応援ギフト] 赤ちゃんファースト（出産）のカード	 デジタルギフト （バースデーサポート事業により配付）

令和7年度からの制度内容

妊婦のための支援給付開始後

	妊娠時	妊娠時	出産後	2歳到達時
支給金額	1万円相当	5万円	5万円	6万円相当
支給イメージ	 こども商品券	 妊婦支援給付金（1回目）※	 妊婦支援給付金（2回目）※	 デジタルギフト （バースデーサポート事業により配付）

令和7年4月1日以降に出産した方には東京都から赤ちゃんファーストギフト（10万円相当）が別途支給されます。詳細は東京都のホームページをご確認ください。

10万円相当



東京都赤ちゃんファーストギフト（図はイメージ）

※妊婦支援給付金は妊婦名義の口座への振込となります

問合せ先

千代田保健所保健サービス課保健サービス係
TEL：03-6380-8552（直通）
Mail：hoken-service@city.chiyoda.lg.jp

